

二十歳になりたての若者のトラブル

二十歳になった若者からの相談件数は未成年者と比べて多く、お金に関するトラブルも高額です。

また、未成年者のトラブルではあまり見られなかった「サイドビジネス」や「マルチ取引」、「エステティックサービス」に関する相談が多く寄せられているという特徴がみられます。

SNS を通じて知り合った人から儲け話をもちかけられたり、高額な契約をさせるために借金を勧めたりするという事例が少なくありません。社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする悪質な業者もいるため注意が必要です。新年・成人式を機に、今一度お子さん・お孫さんと話し合いの場を設けてみてはいかがでしょうか。

消費者へのアドバイス

- いったん結んだ契約は「やっぱりやめた」と思っても安易にやめることはできません。後々後悔しないためにも安易な気持ちで契約することはやめましょう
- 「簡単に儲かる」という業者の言葉を信じたら騙されたという事例が後を絶ちません。簡単に大金を稼げるという事はありませんので、業者の甘い言葉をうのみにせず、契約前に家族や友人に相談するなどしましょう
- 「今日なら安くなる」、「とりあえずサインだけして」などとその場で契約を迫る業者がいます。業者にせかされるまま高額な契約をすることは非常に危険です。不必要な契約はきっぱり断ってください
- 消費者金融での借金を勧めてくる業者には注意しましょう。クレジット契約を利用する際には、手数料を含め無理なく支払える契約かどうか確認し、安易に高額な契約はしないようにしましょう
- 自分ひとりで抱え込まず早めに消費生活センターに相談しましょう